下関市監査委員公表第13号 令和2年(2020年)4月6日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に 関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

 下関市監査委員
 小
 野
 雅
 弘

 同
 大
 賀
 一
 慶

 同
 関
 谷
 博

 同
 亀
 田
 博

記

1 監査の対象

| 部局等 | | | 監査対象課所室等 |
|-----------|---|----|---------------------------------------|
| 福 | 祉 | 部 | 介護保険課 |
| 建 | 設 | 部 | 道路河川建設課、道路河川管理課 |
| 教育委員会教育部 | | 育部 | 教育政策課、学校教育課、教育研修課、 下関商業高等学校、豊田教育支所 |
| ボートレース企業局 | | 業局 | ボートレース事業課 |

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までにおける財務に関する 事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りに より行った。

4 監査の期間

令和2年1月6日から令和2年2月29日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる 事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な 検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

福祉部 介護保険課

「指摘事項]

(1) 介護保険負担割合証作成業務に係る業者選定について、本契約は割合証の作成・印刷、封筒の作成及び割合証の封入を行う業務であり、それぞれの作業における1件当たりの単価を契約額とする複数単価契約として条件付き一般競争入札を行っている。2回の再度入札の結果、一の業者が応札し、一部の単価が予定価格を上回っているものの、各単価に予定使用枚数を乗じて得た推定総金額が、予定価格決定証書の推定総金額を下回ったことから、当該業者を落札者としていた。しかしながら、単価を予定価格として入札させたのであるから、予定価格に対し、最低価格を提示した業者と契約することが入札の原則であり、推定総金額は参考的なものにすぎず、これにより落札者を決定することは適正ではない。適正に事務処理されたい。

[指摘事項]

(2) 複数単価により入札を行う旨を公告した介護保険料額決定通知書等作成及び 封入・封かん業務において、予定価格を総価で決定していた。また、入札者は 入札公告のとおり消費税額を含まない1件あたりの単価を入札書に記載し提出 しているが、所管課は総価の予定価格と入札書に記載の各単価に予定使用枚数 を乗じて得た推定総金額の比較により落札者を決定していた。適正に事務処理 されたい。

[意見]

なし

建設部 道路河川建設課

[指摘事項]

(1) 職員が週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、 適正に勤務時間を管理されたい。

[意見]

なし

建設部 道路河川管理課

[指摘事項]

(1) 道路法第36条第1項に規定する場合を除き、道路を占用しようとする場合の申請の期限は、下関市道路占用規則第2条第2項に規定されているが、同項に規定する期限後になされた申請を受理し、占用の許可をしている事例が多数見受けられた。同規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

教育委員会教育部 教育政策課

「指摘事項〕

(1) 会計管理者の事務の一部を出納員等に委任した場合は、地方自治法第171 条第4項後段の規定により、委任した旨を直ちに告示することとされている が、告示がなされていなかった。適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

教育委員会教育部 学校教育課

「指摘事項〕及び「意見]

なし

教育委員会教育部 教育研修課

[指摘事項]

なし

「意見」

(1) 下関市のコミュニティ・スクールに係るコーディネーター配置業務について、各学校長が各コーディネーターを選任し、活動記録簿を教育委員会に提出している。その活動記録に基づいて、1時間1,000円、上限1月20,000円の範囲内で報償費を支出しているが、報告書中の活動内容には、要綱で定められている活動内容と整合しているか疑義のある事例があった。所管課は、報償費の支出において疑義を生じないよう、活動基準を設け、研修会などにおいて、周知することなどを検討されたい。

教育委員会教育部 下関商業高等学校

[指摘事項]

(1) 教員特殊業務手当の支給事務において、一人の教員の1日の業務に対する一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和37年山口県条例第1号)第35条第1項第4号に規定する業務に係る手当(週休日等に部活動の指導を行った場合の手当で、日額3,600円。)が、同じ報告書をもとに、9月と10月両方において支給されていた。所要の措置を講じられるとともに、支給事務に係るチェックを強化され、適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

教育委員会教育部 豊田教育支所

「指摘事項〕

(1) 下関市豊田生涯学習センターの自動販売機設置に係る行政財産の使用料の徴

収に係る事務について以下の不適切な事例が見受けられた。債権の管理を適正 に行われたい。

- ア 令和元年度の1年間の使用料の調定を4月に行うべきところ9月に行っていた。
- イ 納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発 送していなかった。

[意見]

なし

ボートレース企業局 ボートレース事業課

「指摘事項〕

なし

[意見]

- (1) 備消耗品費における平成31年4月から令和元年9月までの執行(単価契約を除く)を確認したところ、次のような状況であった。
 - ア 備消耗品費に該当する商品を複数品目に渡り一度に発注する際は、その多くについて、A社とB社の2者による見積合せを実施。
 - イ A社とB社との2者のみによる見積合せを半年間で 46 件実施しているが、全てA社と随意契約を締結し、B社との契約実績はない状況。46 件の契約総額は 12,923,064 円で、1件当たりの一番低い契約額は 150,595 円、一番高い契約額は 680,400 円であった。
 - ウ なお、A社やB社と同一業種であるC社との契約実績があるが、同期間内における実績は 10 件、1,012,465 円で、A社の実績とは著しく乖離がある状況であった。

A社へ発注した物品は、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種欄の「文房具・事務機器」、「文化・体育用品」、「日用品」に分類されるものであるが、それらを取扱っている業者はB社以外にも多数存在するのであるから、毎回のように落札できないB社のみを見積合せの相手方としていては、競争原理に適っているとは言い難く、何よりA社を優遇しているように受け取られかねない状況である。

市長部局においては、各課が直接購入する案件(単価契約を除く)のうち競争性が認められるものについては公開見積合せを原則としている。上下水道局においても、1件当たりの予定価格が80万円以下の場合は随意契約ができるが、その場合も原則公開見積合せとしている。ボートレース企業局においても、随意契約による場合も競争性が働く方法により契約するための基準を設けるよう検討されたい。